

平成14年7月17日

簡易裁判所の機能の充実について

最高裁判所事務総局

第1 事物管轄の見直しの視点

簡易裁判所の特徴に応じた見直しの視点

簡易裁判所の果たすべき紛争解決機能

アクセス面での簡易裁判所の利便性

簡易裁判所の事物管轄の見直しについては以下のような視点から検討することが必要である。

まず、簡易裁判所と地方裁判所が果たすべき紛争解決機能の違いという視点である。すなわち、簡易裁判所と地方裁判所は、ともに第一審の民事訴訟事件を担当する裁判所であるが、両者はそれぞれ固有の機能を有しており、それに応じた手続等が定められている。事物管轄の見直しに当たっては、このような機能の違いを踏まえ、それぞれの裁判所にふさわしい事件はどのようなものかを検討しなければならない。

特に、その点で大きな意味を持つてくるのが、簡易裁判所の数である。簡易裁判所は、国民の身近な法的ニーズに応えるという目的を果たすため、全国各地に置かれている。こうした点に代表されるアクセス面での利便性は簡易裁判所の大きな特徴である。

第 2 簡易裁判所と地方裁判所の機能

簡易裁判所 = 少額軽微な事件を簡易迅速に解決する裁判所
国民の利用しやすい裁判所として全国各地に多数設置
裁判官は必ずしも法曹資格を必要としない
簡易な審理手続

地方裁判所 = 幅広い事件を担当する原則的な第一審裁判所
都道府県庁所在地を中心に全国の主要都市に設置
裁判官は法曹有資格者
主張・立証の機会を十分に確保した慎重な審理手続

- 簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易な手続で迅速に解決する裁判所として設立されたものであり、次のような特徴がある。

第 1 に、国民の利用しやすい裁判所として全国 4 3 8 か所に置かれている。

第 2 に、簡易裁判所の裁判官は、法曹資格を有する者のみならず、その職務に必要な学識経験のある者から簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て任命できる（裁判所法 4 5 条）とされている。

第 3 に、簡易裁判所にふさわしい簡易な手続で迅速に解決するという観点から、口頭による訴えの提起（民訴法 2 7 1 条）などの民事訴訟手続の特則が設けられている。

さらに、平成 8 年の民事訴訟法改正の際、3 0 万円以下の金銭請求事件について、当事者が、より簡易な手続でより迅速な解決を求めることができるように、原則として一回の期日で審理を終え、直ちに判決を言い渡すことができることなどを内容とする少額訴訟手続が導入された。

- 地方裁判所は、通常訴訟事件のほか人事訴訟事件、行政訴訟事件、民事執行事件、破産事件、簡易裁判所の民事事件の判決に対する控訴事件など幅広い事件を取り扱う原則的な第一審裁判所であり、簡易裁判所との対比で言えば、次のような特徴がある。

第1に、地方裁判所本庁は、県庁所在地を中心に50庁置かれており、それぞれの地方裁判所管内の主な都市に203庁の支部が置かれている。

第2に、幅広い事件を担当する原則的な第一審裁判所であることから、裁判官は、司法修習を終了した法曹有資格者である判事又は判事補で構成されている（裁判所法23条、42条、43条）。

第3に、訴訟代理人となるのは原則として弁護士に限られ（民訴法54条1項本文）、当事者の主張・立証の機会を十分に確保し、慎重な審理を行うための手続がとられている。

第3 簡易裁判所と地方裁判所の機能分担の指標

1 事物管轄の定め方

裁判所法の定める仕組み

事件の経済的利益（訴額）を基準に事物管轄を決定

少額（軽微）な事件は簡易裁判所へ、高額（複雑困難）な事件は地方裁判所へ

- 裁判所法は、民事訴訟事件の経済的利益（訴額）の大小によって簡易裁判所と地方裁判所の取り扱う事件を振り分けている（裁判所法24条1項、33条1項1号）。これは、大数観察的にみれば、訴額に比例して事件の内容の複雑さや困難さが増すという経験則に基づいている。もちろん、少額な事

件にも複雑困難なものが見られるが、訴額は事物管轄の基準として諸外国でも採用されており、合理的な基準であるといえる。

- ちなみに、訴額に応じて事件の性質がどのように異なるかという観点から、第一審の民事訴訟事件の審理状況等を見たものが資料1～5である。

まず、訴額別に事件類型をみると（資料1参照）、立替金・求償金及び貸金事件（これらの類型はある程度定型的で内容も単純なものが多い。）が、30万円～90万円では約76%を占めるのに対し、90万円を超えると順次50%台に、200万円を超えると40%台ないし30%台となり、訴額が大きくなるにつれて定型的な事件が減少し、その余の事件が増加することがわかる。審理の状況を見ても、訴額が大きくなるにつれて、弁論実施回数、証人本人尋問数、対席判決の割合、控訴率はいずれも明らかに増加しており（資料2～5参照）、訴額に応じて、事件の質がかなり異なっていることを示している。

- ところで、平成13年に簡易裁判所に申し立てられた事件の約97%は金銭請求事件であり、その大部分が売買代金、貸金、立替金、求償金という比較的定型的な事件で占められている。このように定型的な事件が多いことから、簡易な手続で解決することになじむとともに、必ずしも法曹資格は有しないが健全な社会常識に富む簡易裁判所判事が簡便にかつ的確に事件を解決していくことが可能であるといえよう。

これに対し、地方裁判所では、損害賠償、不動産等の複雑な事件が占める割合が高く、訴額200万円以下の事件を見ても不動産を目的とする事件が37%とかなりの割合を占めている（資料1，6参照）。

2 事物管轄の見直しの手法

事物管轄の見直しの手法

「経済事情の動向」と「訴額を基準とする事件分布」とのズレを検証し、必要な修正を行うという手法により検討

- 従来，簡易裁判所の事物管轄の見直しを行うについては，基本的に，経済事情の変動，国民生活の変化に応じて，簡易裁判所と地方裁判所の事件の分布の動向を検証・分析して，そのズレがある場合には，振り分けの基準となる訴額を見直すという手法をとってきた。すなわち，経済事情の変動等があるにもかかわらず振り分けの基準となる訴額を固定しておくこと，簡易裁判所に訴えることのできる事件の窓口をせばめ，国民に身近な裁判所で簡易迅速に紛争を解決するという利便性を損ない，民事司法全体の効率的で適正な運営を阻害することになるため，これを是正することが不可欠であるとされたものである。

- このような考え方にに基づき，設立当初は5000円であった簡易裁判所の事物管轄の上限は，昭和25年に3万円，昭和29年に10万円，昭和45年に30万円，昭和57年に90万円と，順次引き上げられてきた。

ちなみに，これらの改正においては，経済動向を示す指標として，国民総生産，一人当たり国民所得，一般職国家公務員の平均給与月額，勤労者世帯可処分所得，一人当たり個人消費支出，消費者物価指数などが参考にされた（資料7参照）。

- ところで，従来の改正では，特に物価指数の変動等が顕著な状況の中で，これらの指数がその前の改正時に比べて2から7倍程度の伸びを示し，これに伴い本来簡易裁判所に係属すべき事件が地方裁判所に係属し，地方裁判所の負担が過重となるなど，裁判所運営上の不均衡が目立つ状況にあった。

簡易裁判所の事物管轄の引上げは，このように簡易裁判所と地方裁判所の運営上の不均衡が生じているときに，地方裁判所の管轄の事件を簡易裁判所に移し，簡易裁判所と地方裁判所の機能分担を正常化させるという効果を持つものである。

ちなみに，これまでの事物管轄見直しの際の簡易裁判所と地方裁判所の事件比率をみると（資料8参照），昭和29年改正では地方裁判所の割合が約

56%から約42%に，昭和45年改正では約69%から約52%に，昭和57年改正では約60%から約39%に減少するなど，簡易裁判所と地方裁判所間の不均衡が大きく是正された。

3 簡易裁判所と地方裁判所の現状

現在の状況

経済状況 経済指標の上昇率は鈍化

簡易裁判所・地方裁判所間の事件分担割合 簡易裁判所の分担割合の大きさ

- 現時点において，従来の事物管轄の見直しの際と同様の状況が生じているのであろうか。

まず，経済指標の状況を見ると，現在は，前回の改正が行われた昭和57年以降各種経済指標の上昇率は鈍化しており，平成9年以降はむしろ右肩下がりの状況にある（資料7参照）。

次に，簡易裁判所と地方裁判所の事件比率をみると，簡易裁判所に係属する事件が増加した結果，現在の地方裁判所の事件比率は33.5%となっている。この水準は前回の改正直後より少ない状況にある（資料8参照）。また，地方裁判所の審理状況を見ると，平成3年に12.2月であった平均審理期間が，平成13年には8.5月に短縮するなど，総じて順調な状況にある（資料11参照）。

他方，簡易裁判所においては，民事訴訟事件の増加に加え，民事調停事件等も急増し，これまでになく繁忙な状況となっている（資料12参照）。簡易裁判所の裁判官をはじめとする職員の工夫により，事件は概ね順調に処理されていることから，現在の事件比率は概ね適正な範囲内にあるということ

ができよう。

- このような状況からすると、現在の90万円を基準とする事物管轄の定めは、簡易迅速に処理するにふさわしい少額軽微な事件を選別する基準として概ね有効に機能していると考えられる。むしろ、事物管轄の引上げにより簡易裁判所へシフトすると予測される事件数は資料13のとおりである。上記2において述べたような90万円を超える事件の質を考慮すれば、事物管轄の引上げにより、地方裁判所での審理にふさわしい事件が簡易裁判所に係属することになり、簡易裁判所の負担が著しく高まり、かえって簡易裁判所の長所が損なわれる可能性がある。

第4 国民の簡易裁判所へのアクセス

国民のニーズに基づき、簡易裁判所・地方裁判所・家庭裁判所の
全般的機能の在り方といった広い観点からの検討が必要

- 国民の簡易裁判所へのアクセスという観点からは、簡便な手続、方法による解決のニーズが高いにもかかわらず、現在の仕組に簡易裁判所の利用を妨げている点はないのかという面からの検討も必要である。
- これまでの事物管轄の改正前後における第一審全体に占める簡易裁判所に申立て可能な事件の割合を見たものが資料14である。事物管轄の上限が30万円に引き上げられた昭和45年当時には、10万円以下の事件は第一審全体の34%、30万円以下の事件は57%であった。現在の事物管轄の上限に改正された昭和57年前後には、30万円以下の事件が43%まで低下し、90万円以下の事件は65%であった。ところが、現在は、90万円以下の事件が第一審全体の63%を占めており、これによれば、現時点において第一審全体の事件のうち簡易裁判所に申し立て可能な事件の占める割合は、

従来の改正後の状況とほぼ同様であり，また，国民の抱える紛争のうち6割は簡易裁判所に申し立てが可能な状況にあることになる。その意味で，この面でのアクセスの水準の低下は見られないといつてよい。

また，少額訴訟手続は，平成10年に導入されて以来大幅に利用者が増加し，平成13年には約1万4000件に上っているが，司法制度改革審議会意見では，30万円以下の金銭請求事件という「少額訴訟手続の訴額の上限を大幅に引き上げるべきである。」とされている。現在，具体的な見直し額は，法制審議会において検討が進められているが，これにより，金銭請求事件についての簡便な手続，方法による解決のニーズに応えていくことができよう。

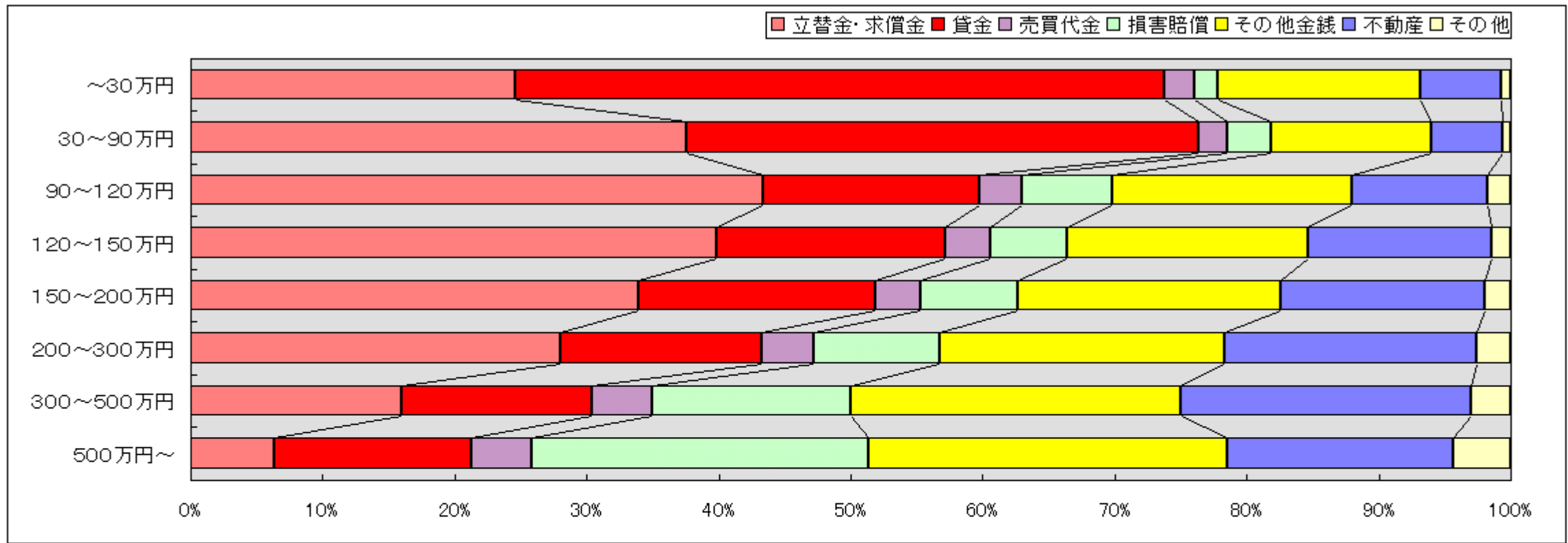
- さらに，国民に身近な裁判所としての簡易裁判所の機能を充実させるという観点からは，このような訴額を基準としたアクセスの面だけではなく，国民の身近に生ずる事件であつて簡易裁判所が担うにふさわしいものがあるかという国民ニーズに基づいて，簡易裁判所・地方裁判所・家庭裁判所の全般的機能の在り方といった広い観点からの検討も必要ではないかと思われる。

第5 結語

簡易裁判所は，国民に身近な少額軽微な事件を簡易な手続で迅速に解決する裁判所として創設されたが，裁判所としては，今後とも，このような機能を活かし，国民にとって一層利用しやすいものとするための制度上の工夫を期待するとともに，運用上の工夫を重ねてまいりたい。

司法制度改革審議会意見では，「簡易裁判所の事物管轄について，経済指標の動向等を考慮し，訴額の上限を引き上げるべきである。」とされているが，簡易裁判所の機能と実情に見合った引上げ額を検討されるとともに，当検討会における簡易裁判所の機能の充実の検討にあたっては，国民にとって利用しやすい裁判所とするため，簡易裁判所がどのような役割を担うべきか，幅広い視点からの検討がなされることを期待している。

民事第一審通常訴訟における訴額ごとの事件種類別事件数分布状況(平成9年・既済事件)



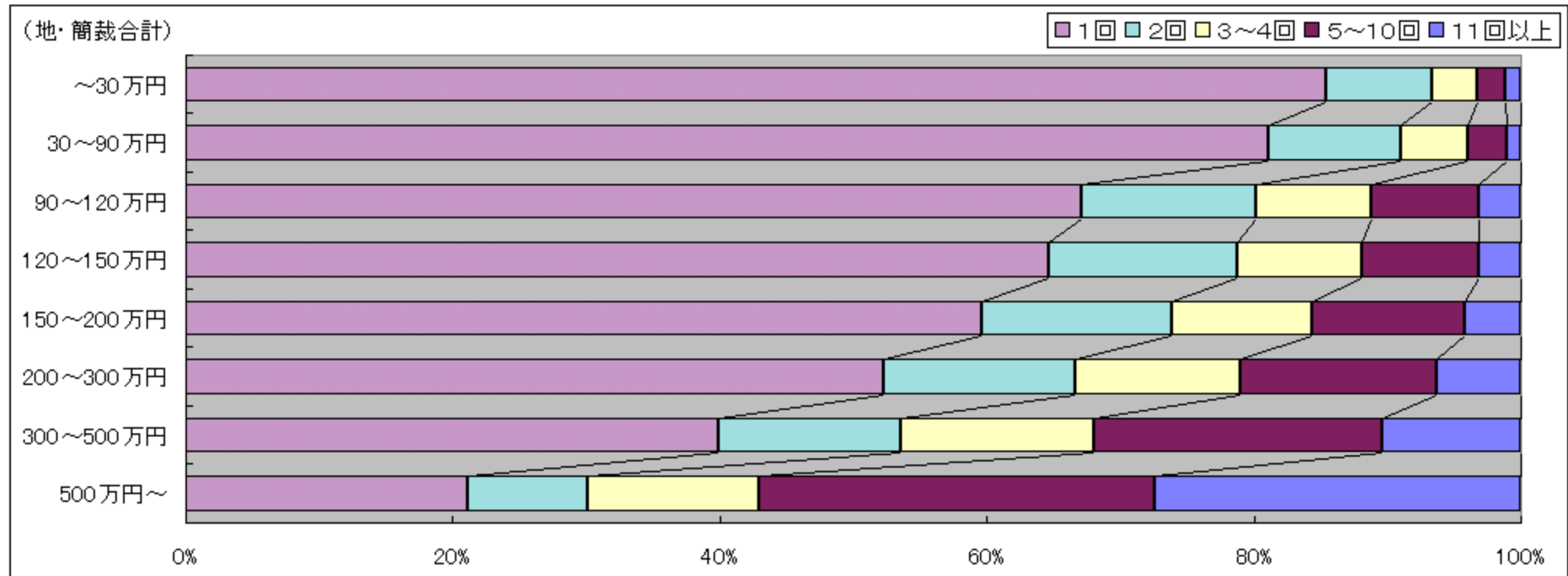
訴額区分	立替金・求償金		貸金		売買代金		損害賠償		その他金銭		不動産		その他	
～30万円	36,025	24.6%	71,842	49.1%	3,446	2.4%	2,511	1.7%	22,468	15.4%	8,889	6.1%	1,119	0.8%
30～90万円	44,194	37.6%	45,608	38.8%	2,569	2.2%	3,911	3.3%	14,254	12.1%	6,364	5.4%	759	0.6%
90～120万円	9,083	43.4%	3,424	16.3%	690	3.3%	1,425	6.8%	3,805	18.2%	2,139	10.2%	378	1.8%
120～150万円	5,643	39.9%	2,447	17.3%	484	3.4%	827	5.8%	2,583	18.2%	1,968	13.9%	205	1.4%
150～200万円	6,098	34.0%	3,210	17.9%	626	3.5%	1,318	7.3%	3,575	19.9%	2,770	15.4%	359	2.0%
200～300万円	6,013	28.0%	3,267	15.2%	835	3.9%	2,044	9.5%	4,636	21.6%	4,101	19.1%	546	2.5%
300～500万円	3,220	16.0%	2,886	14.3%	929	4.6%	3,027	15.0%	5,015	24.9%	4,434	22.0%	605	3.0%
500万円～	3,249	6.3%	7,687	15.0%	2,340	4.6%	13,126	25.5%	13,957	27.2%	8,801	17.1%	2,216	4.3%

(注) 1 「その他金銭」は、手形・小切手金、金銭債権債務存否確認等であり、「その他」は、知的財産権、請求異議、第三者異議等である。

2 本表には、訴額算定不能、非財産権上のものは含まない。

民事第一審通常訴訟における訴額別弁論実施回数(平成9年・既済事件)

(注) 口頭弁論を開かなかったものを除く。回数には、判決言渡しのみを含まない。

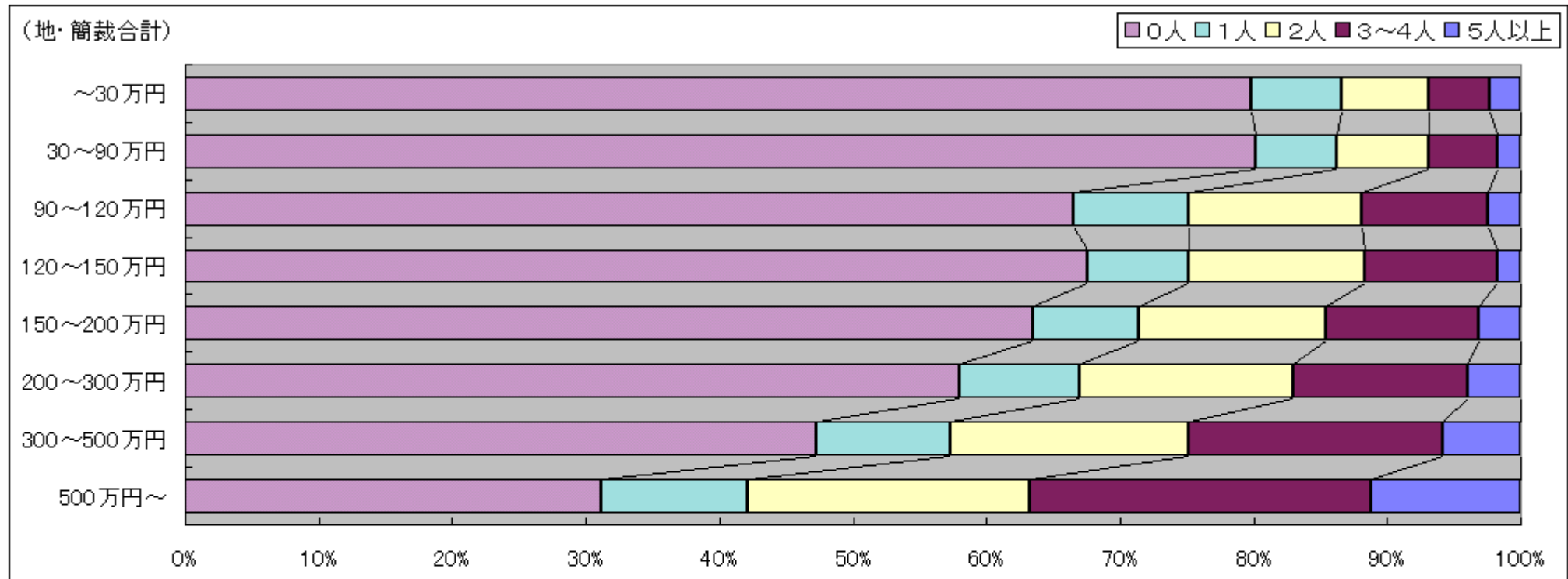


訴額区分	1回	2回	3~4回	5~10回	11回以上	平均回数
~30万円	101,841	9,478	4,087	2,437	1,390	1.5
30~90万円	81,049	9,903	4,998	2,967	1,017	1.5
90~120万円	11,864	2,301	1,524	1,418	567	2.3
120~150万円	7,916	1,734	1,142	1,062	389	2.3
150~200万円	9,307	2,225	1,646	1,783	649	2.7
200~300万円	10,001	2,732	2,362	2,827	1,194	3.2
300~500万円	7,345	2,509	2,668	3,976	1,915	4.4
500万円~	10,322	4,352	6,252	14,441	13,381	7.7

(注) 本表には、訴額算定不能、非財産権上のもものは含まない。

民事第一審通常訴訟における訴額別証人本人尋問数(平成9年・既済事件)

(注) 対席判決で終局した事件

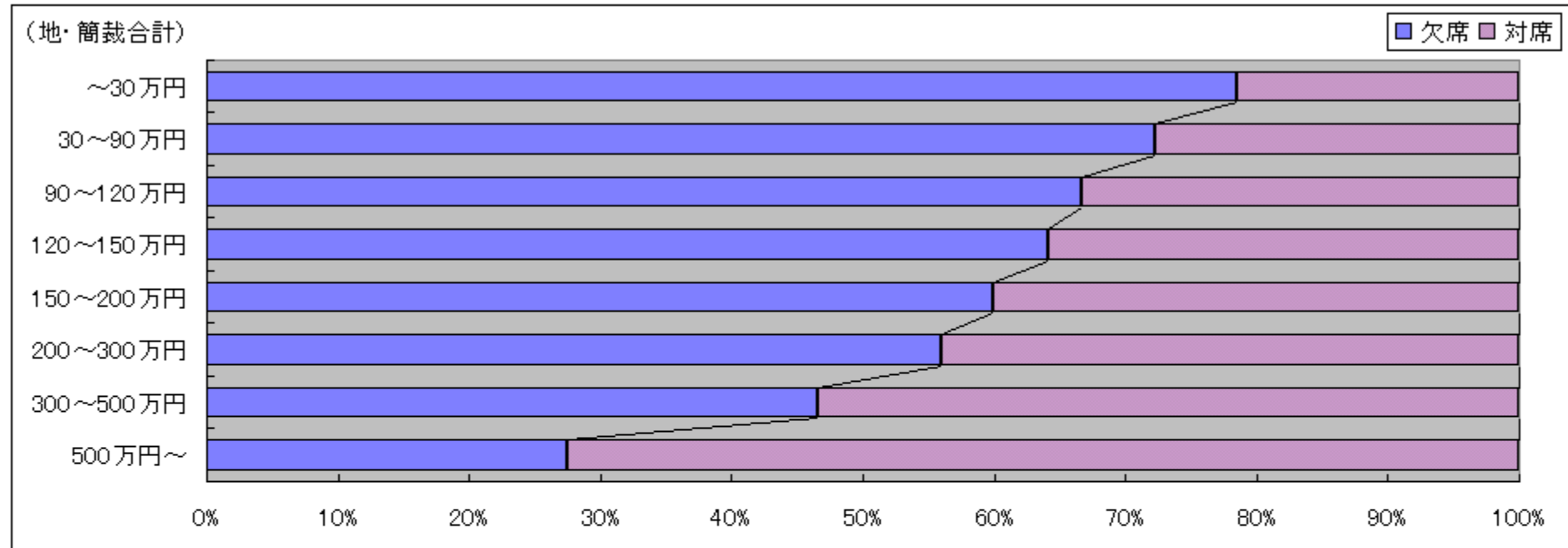


訴額区分	0人		1人		2人		3~4人		5人以上		平均人数
~30万円	12,001	79.9%	1,008	6.7%	982	6.5%	687	4.6%	350	2.3%	0.5
30~90万円	12,098	80.1%	913	6.0%	1,053	7.0%	776	5.1%	258	1.7%	0.5
90~120万円	2,349	66.6%	303	8.6%	458	13.0%	332	9.4%	87	2.5%	0.8
120~150万円	1,776	67.6%	199	7.6%	346	13.2%	259	9.9%	47	1.8%	0.8
150~200万円	2,370	63.5%	295	7.9%	524	14.0%	425	11.4%	118	3.2%	0.9
200~300万円	2,876	58.0%	448	9.0%	791	15.9%	651	13.1%	194	3.9%	1.1
300~500万円	2,633	47.2%	561	10.1%	998	17.9%	1,056	18.9%	327	5.9%	1.5
500万円~	6,147	31.2%	2,164	11.0%	4,160	21.1%	5,039	25.6%	2,208	11.2%	2.1

(注) 本表には、訴額算定不能、非財産権上のものは含まない。

民事第一審通常訴訟における訴額別対席・欠席状況(平成9年・既済事件)

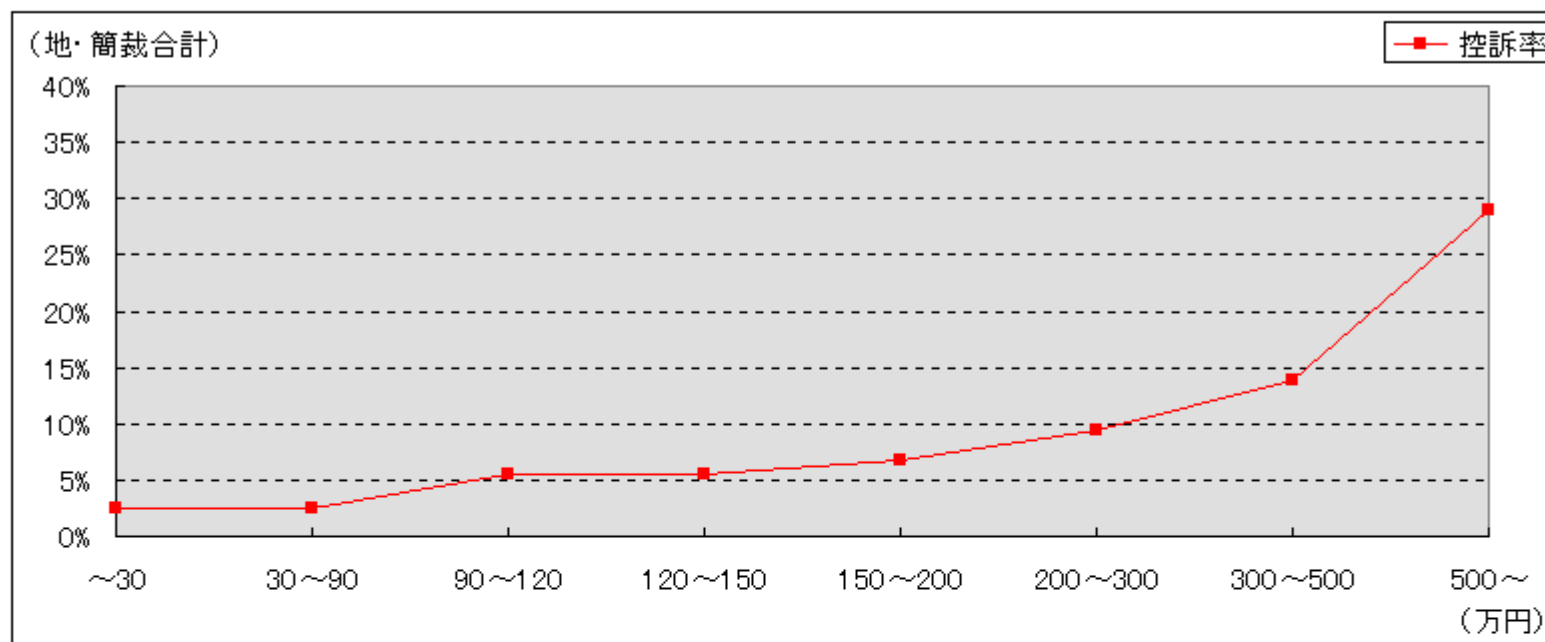
(注) 判決で終局した事件



訴額区分	欠席		対席	
	件数	割合	件数	割合
～30万円	54,900	78.5%	15,028	21.5%
30～90万円	39,237	72.2%	15,098	27.8%
90～120万円	7,057	66.7%	3,529	33.3%
120～150万円	4,704	64.2%	2,627	35.8%
150～200万円	5,578	59.9%	3,732	40.1%
200～300万円	6,306	56.0%	4,960	44.0%
300～500万円	4,846	46.5%	5,575	53.5%
500万円～	7,472	27.5%	19,718	72.5%

(注) 本表には、訴額算定不能、非財産権上のものは含まない。

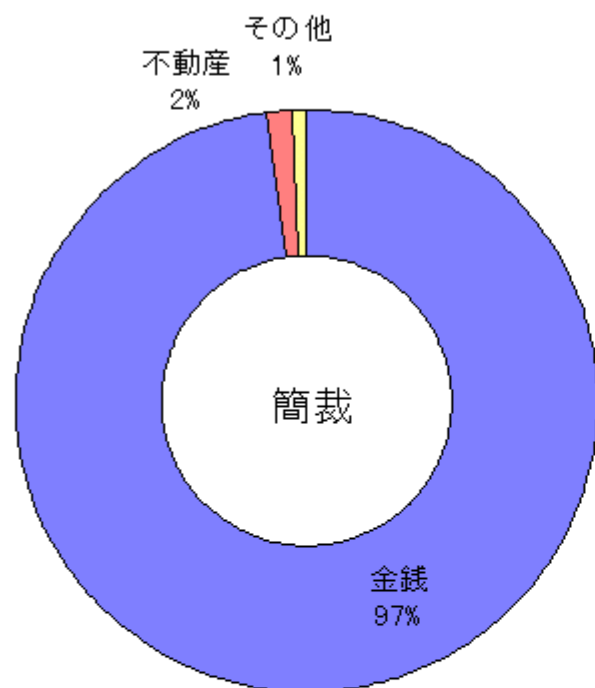
民事第一審訴訟における訴額別控訴率(平成9年・既済事件)



訴額区分	判決総数	控訴事件数	控訴率
～30万円	69,982	1,768	2.5%
30～90万円	54,372	1,389	2.6%
90～120万円	10,663	590	5.5%
120～150万円	7,347	399	5.4%
150～200万円	9,473	641	6.8%
200～300万円	11,619	1,104	9.5%
300～500万円	10,864	1,514	13.9%
500万円～	27,678	8,043	29.1%

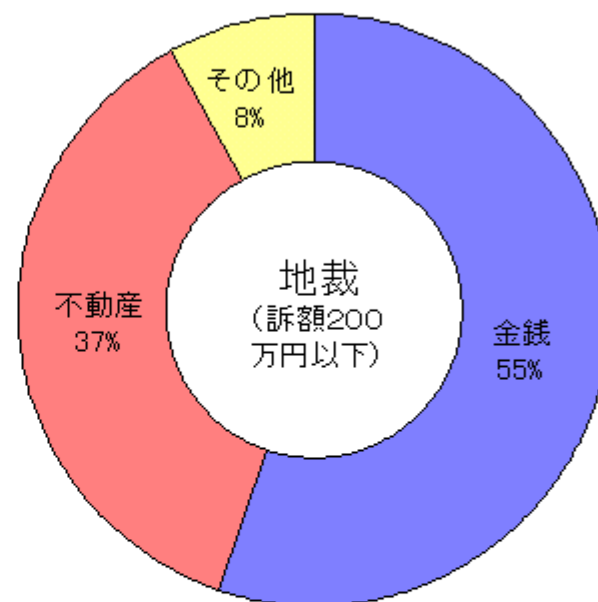
- (注) 1 「判決総数」の対象事件は、地裁は通常訴訟及び人事訴訟、簡裁は通常訴訟である。
 2 「控訴事件数」は平成9年の高裁及び地裁への控訴事件の既済事件合計である。
 3 本表には、訴額算定不能、非財産権上のものは含まない。

簡裁と地裁の種類別事件数(平成13年)



(件数)

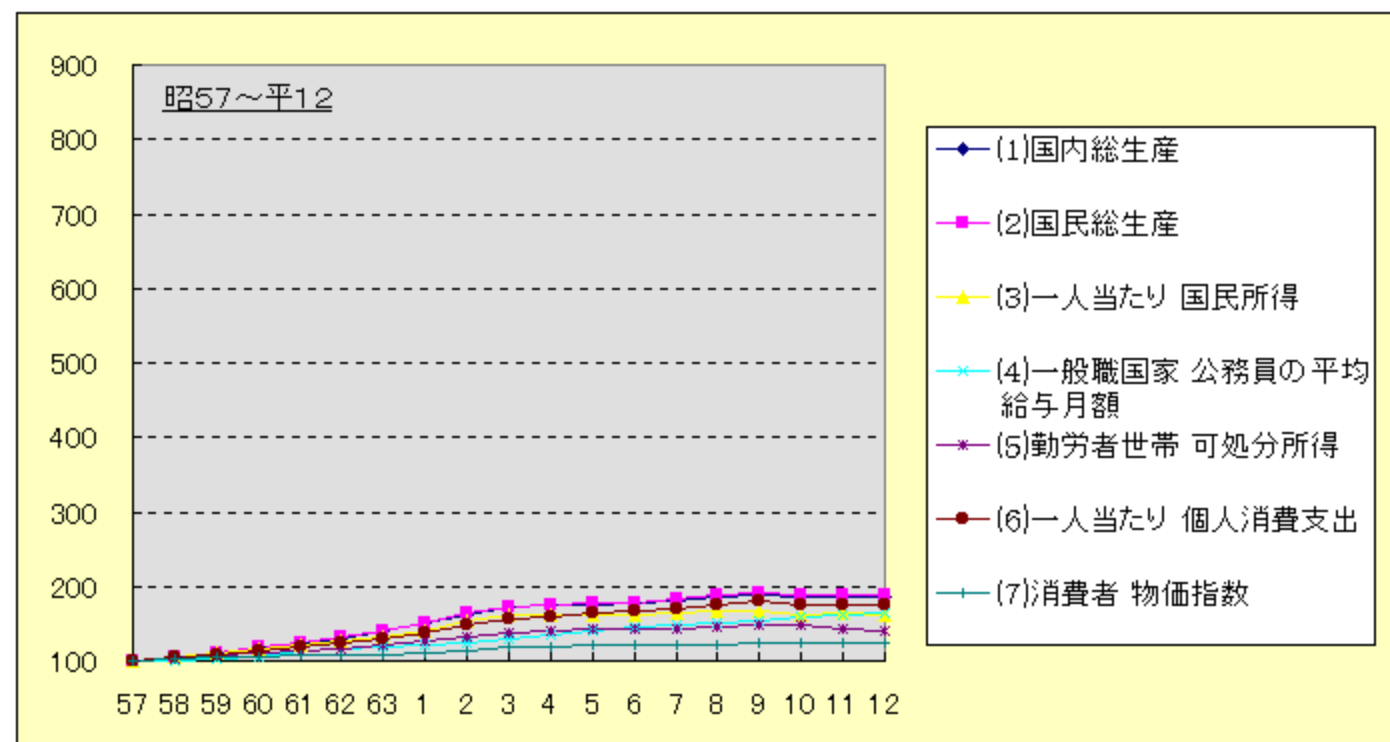
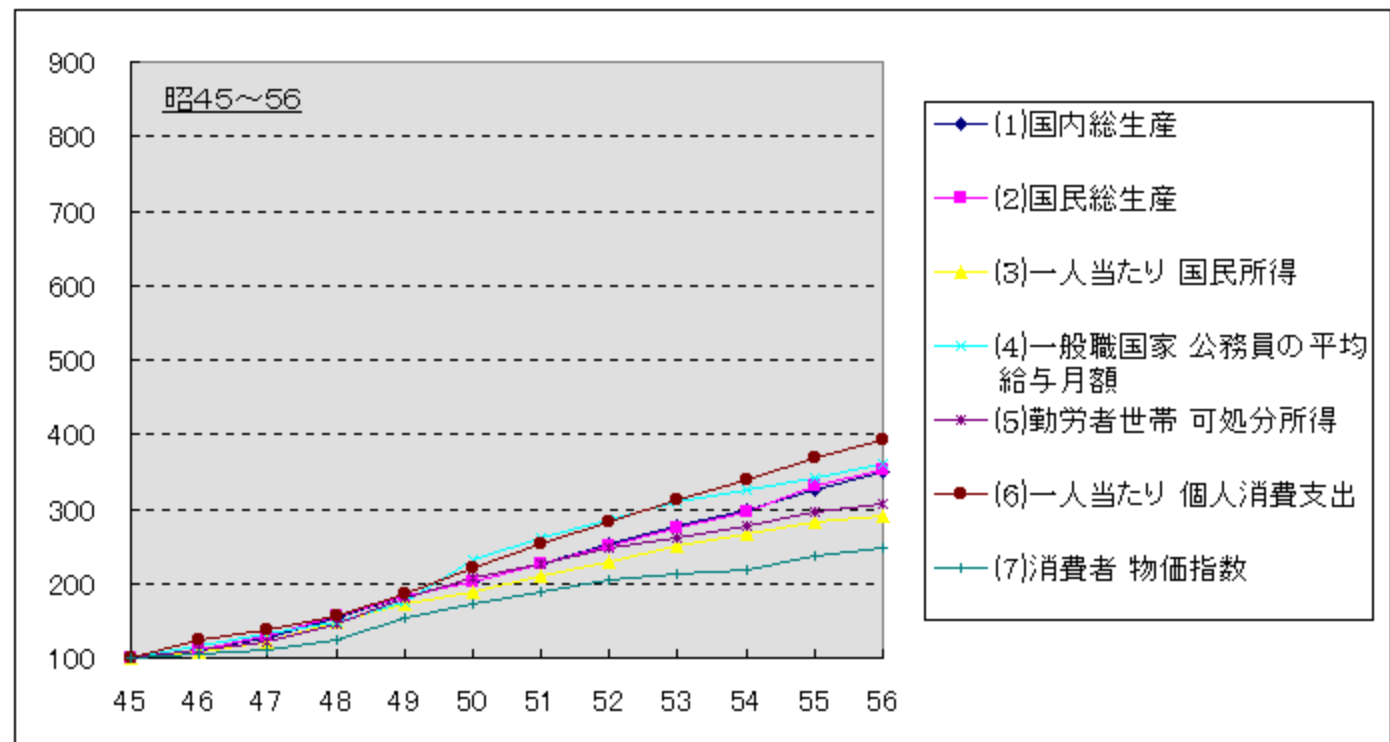
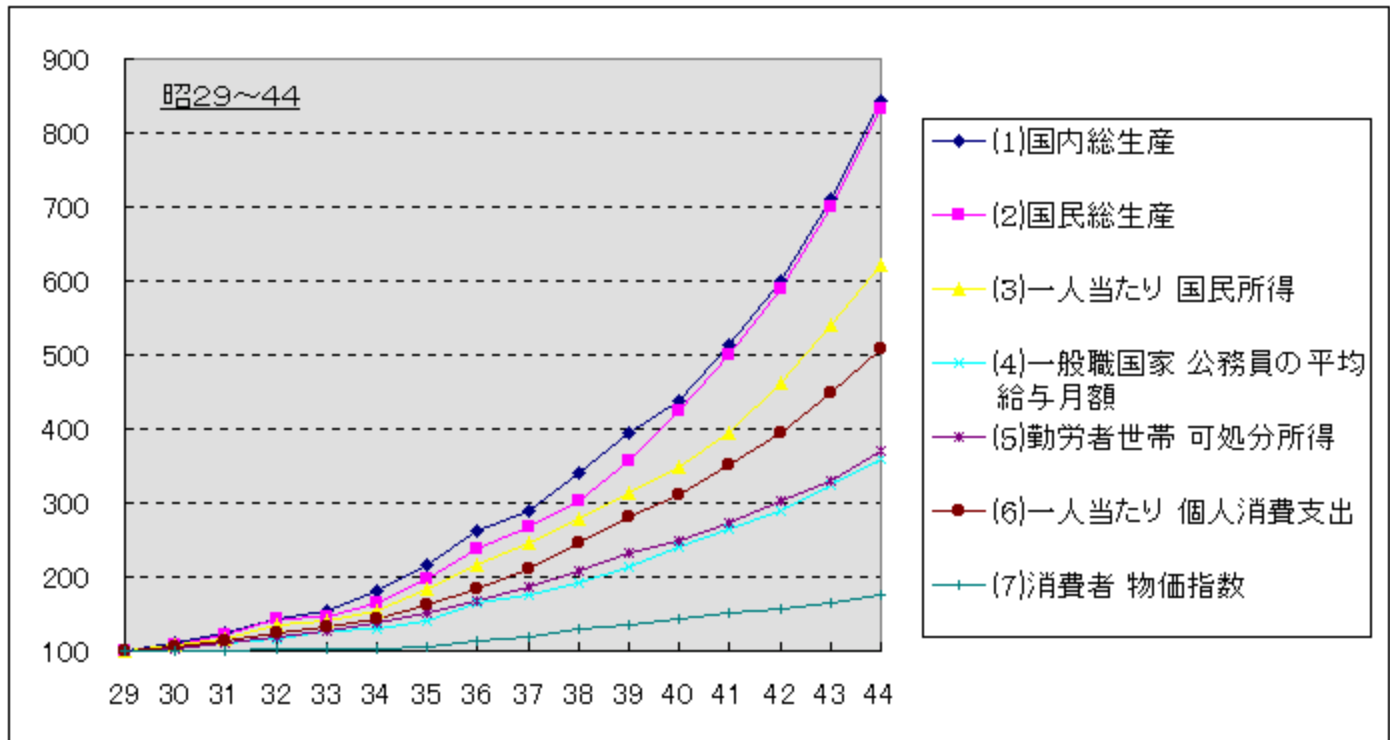
総数	(内訳)		
	金銭	不動産	その他
319,812	312,580	4,888	2,344



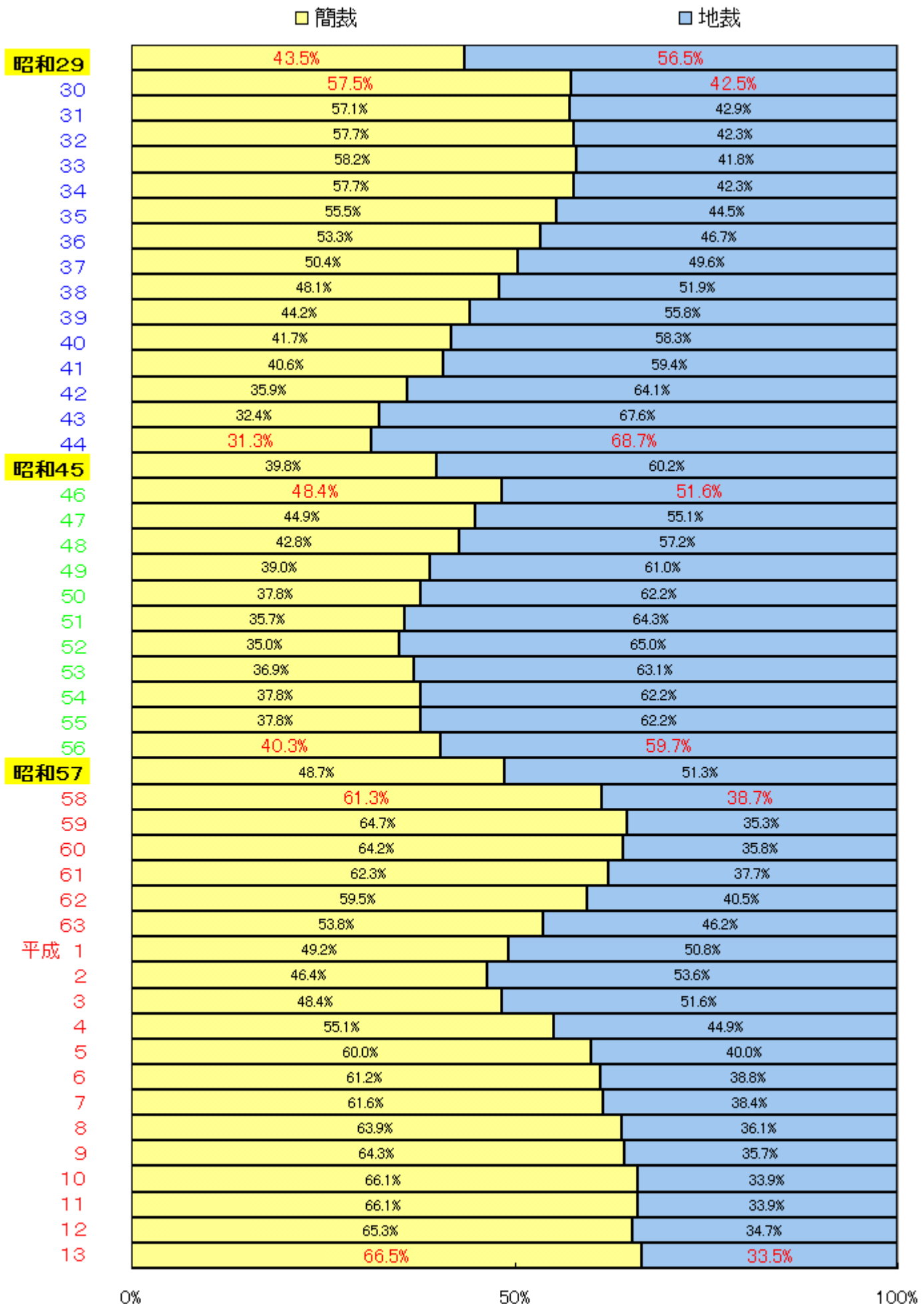
(件数)

総数	(内訳)		
	金銭	不動産	その他
56,926	31,496	20,822	4,608

(注) 対象事件は、平成13年の新受事件(速報値)のうち、通常訴訟、行政訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟の合計である(再審を含まない)。



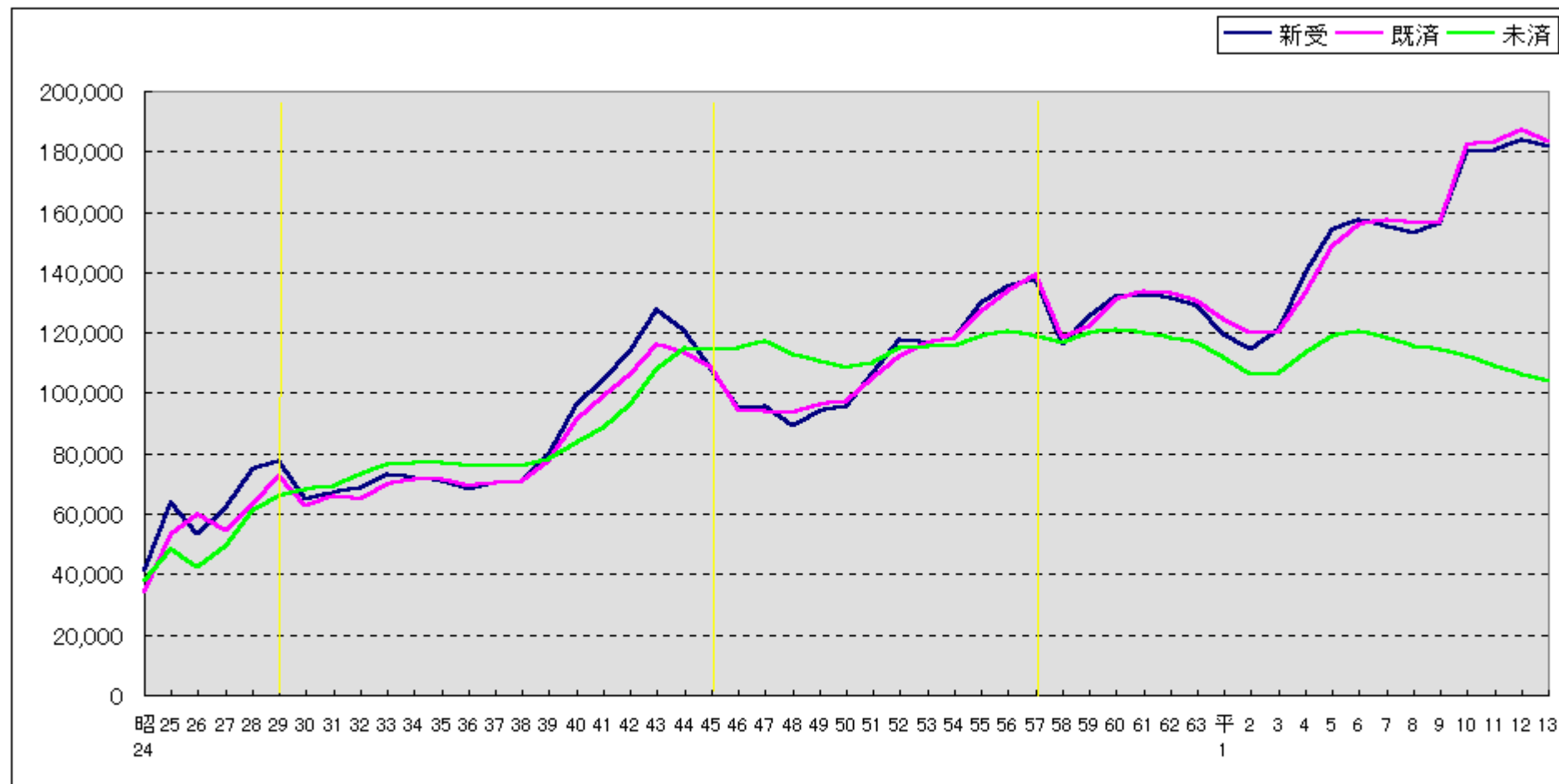
簡裁と地裁の事件比率の推移



(注)

- 1 対象事件は、通常訴訟、行政訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟(平成10年から)の新受事件の合計である(再審を含まない。)
- 2 簡裁事物管轄を拡大する法改正が、昭和29年(6月1日施行)、45年(7月1日施行)、57年(9月1日施行)にそれぞれなされている。

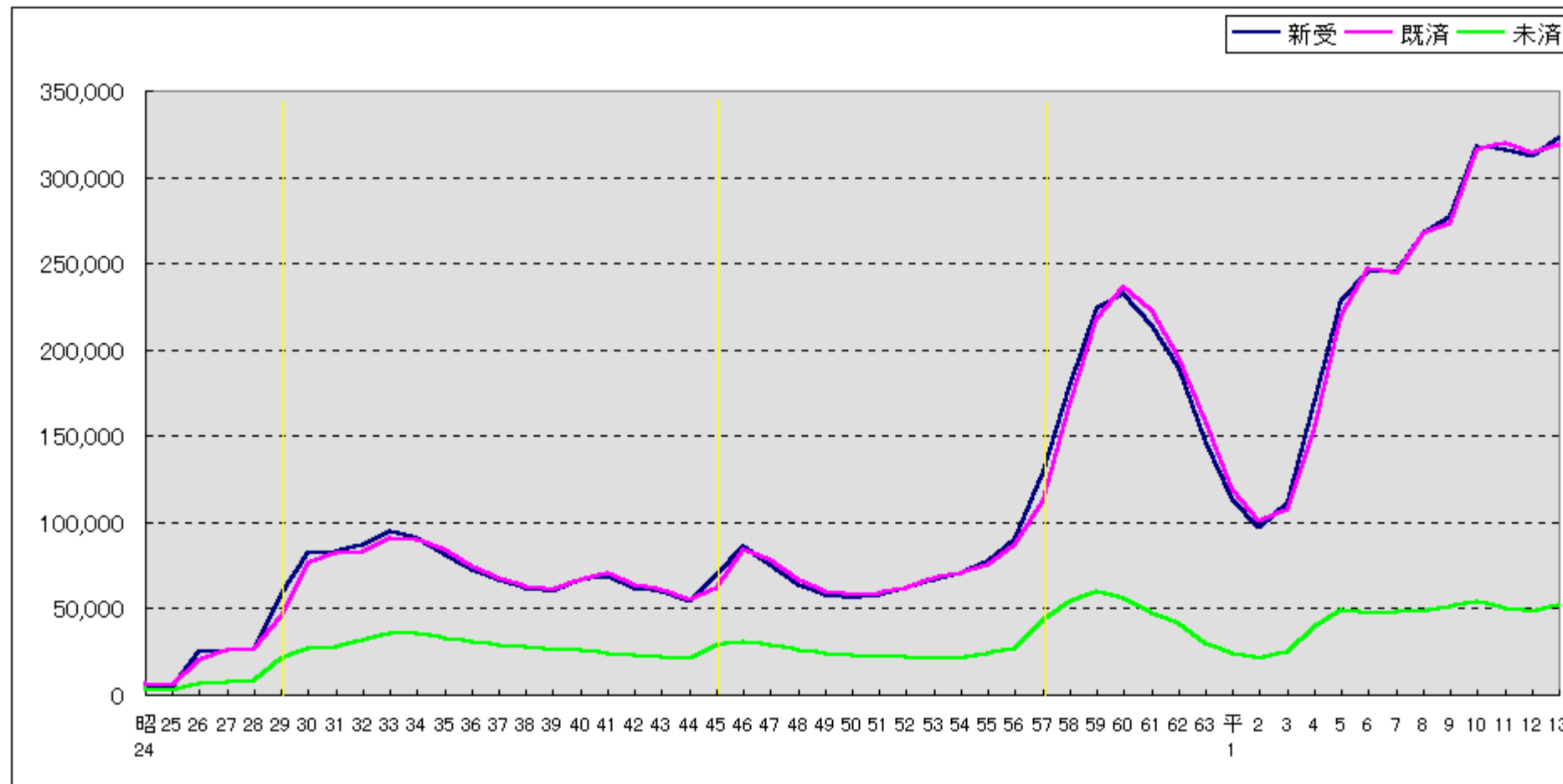
訴訟事件数の推移(地裁)



(注) 訴訟事件の範囲は、平成9年以前は、第一審(通常訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟), 控訴, 上告(特別上告を含む。), 再審(訴訟)及び上告受理(飛躍上告受理及び特別上告受理を含む。)の各事件である。

平成10年以降は、第一審(通常訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟(少額訴訟及び少額訴訟判決に対する異議申立てを含む。)), 控訴, 上告(上告受理及び特別上告を含む。), 再審(訴訟), 控訴提起, 上告提起(飛躍上告提起, 少額異議判決に対する特別上告提起及び特別上告提起を含む。)及び上告受理申立て(飛躍上告受理申立てを含む。)の各事件である。

訴訟事件数の推移(簡裁)

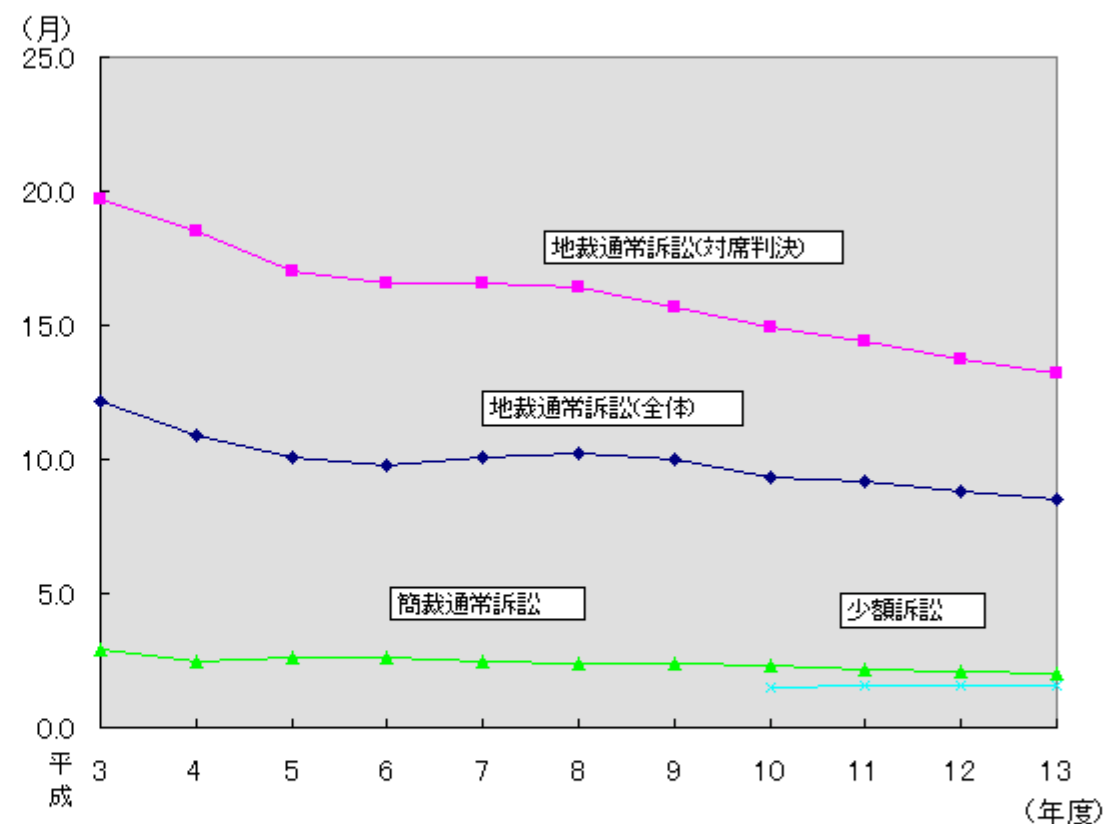


(注) 訴訟事件の範囲は、平成9年以前は、第一審(通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟)、控訴、上告(特別上告を含む。)、再審(訴訟)及び上告受理(飛躍上告受理及び特別上告受理を含む。)の各事件である。

平成10年以降は、第一審(通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟(少額訴訟及び少額訴訟判決に対する異議申立てを含む。))、控訴、上告(上告受理及び特別上告を含む。)、再審(訴訟)、控訴提起、上告提起(飛躍上告提起、少額異議判決に対する特別上告提起及び特別上告提起を含む。)及び上告受理申立て(飛躍上告受理申立てを含む。)の各事件である。

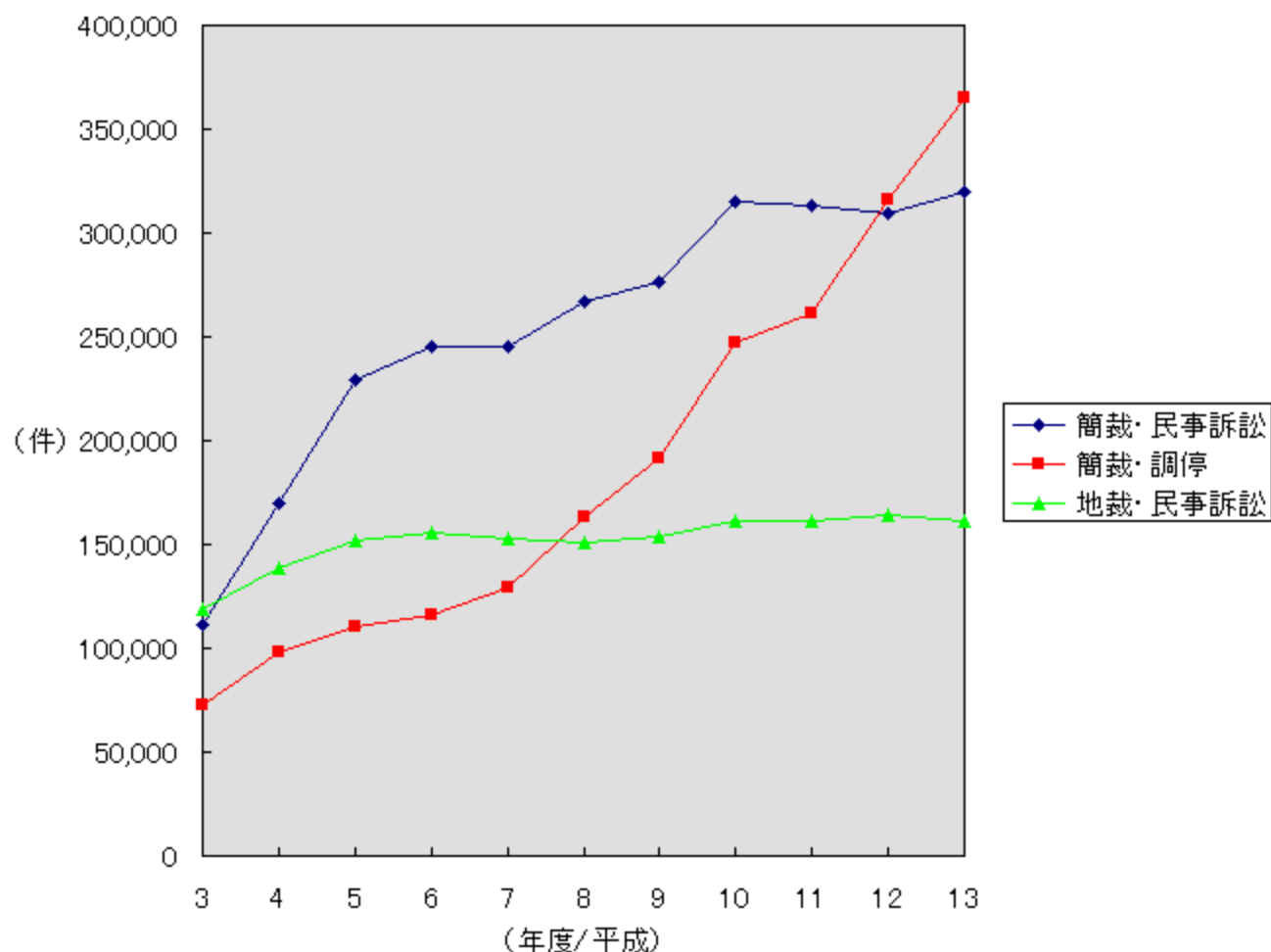
民事既済事件の平均審理期間の推移

区分 年度	地裁通常訴訟平均審理期間(月)		簡裁通常 平均審理期間(月)	少額訴訟 平均審理期間(月)
		うち対席判決で終 局した事件		
平成3年	12.2	19.7	2.9	-
4	10.9	18.5	2.5	-
5	10.1	17.0	2.6	-
6	9.8	16.6	2.6	-
7	10.1	16.6	2.5	-
8	10.2	16.4	2.4	-
9	10	15.7	2.4	-
10	9.3	14.9	2.3	1.5
11	9.2	14.4	2.2	1.6
12	8.8	13.7	2.1	1.6
13	8.5	13.2	2.0	1.6



- (注) 1 地裁は第一審通常訴訟，簡裁は第一審通常訴訟及び少額訴訟である。
 (平成10年以降の地裁通常訴訟及び簡裁通常訴訟の範囲には再審事件を含まない。)
- 2 少額訴訟は，平成10年1月に施行された民事訴訟法において新設された手続である。
- 3 少額訴訟から通常訴訟に移行したものについては，簡裁通常訴訟に含めた。

簡易裁判所(民事訴訟, 調停)と地方裁判所(民事訴訟)の新受件数の推移



	簡 裁				地 裁	
	民事訴訟		調停		民事訴訟	
	新受件数	指数	新受件数	指数	新受件数	指数
平成3年	111,659	1.00	72,252	1.00	119,276	1.00
4	169,464	1.52	97,693	1.35	138,286	1.16
5	228,840	2.05	110,673	1.53	152,268	1.28
6	245,189	2.20	116,084	1.61	155,281	1.30
7	245,749	2.20	128,870	1.78	153,034	1.28
8	267,315	2.39	162,994	2.26	150,793	1.26
9	276,784	2.48	191,773	2.65	153,798	1.29
10	315,332	2.82	246,702	3.41	161,775	1.36
11	313,506	2.81	261,443	3.62	160,975	1.35
12	309,181	2.77	315,577	4.37	164,072	1.38
13	319,814	2.86	365,204	5.05	160,888	1.35

(注)1 「民事訴訟」は、通常訴訟、行政訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び少額訴訟(平成10年から)の合計である(再審を含まない。)

2 「指数」は平成3年(10年前)を1とした。

簡裁事物管轄引上げに伴う件数シミュレーション表

価額階級	現在の地裁の事件分布状況 (通常訴訟, 手形・小切手訴訟)			引上げ後の シフト件数 (累計)	シフト後の 地裁事件数		シフト後の 簡裁事件数		シフト後の地裁と 簡裁の事件比率	
	通常	手形・小切手	合計		件数	指数	件数	指数	地裁	簡裁
総数	146,113	3,861	149,974		149,974	100.0	306,310	100.0	33.5%	66.5%
90万円超え 100万円まで	7,095	348	7,443	7,443	142,531	95.0	313,753	102.4	31.9%	68.1%
110万円まで	4,092	42	4,134	11,577	138,397	92.3	317,887	103.8	31.1%	68.9%
120万円まで	3,490	70	3,560	15,137	134,837	89.9	321,447	104.9	30.3%	69.7%
130万円まで	3,457	79	3,536	18,673	131,301	87.5	324,983	106.1	29.6%	70.4%
140万円まで	3,078	60	3,138	21,811	128,163	85.5	328,121	107.1	28.9%	71.1%
150万円まで	3,393	135	3,528	25,339	124,635	83.1	331,649	108.3	28.2%	71.8%
160万円まで	2,763	33	2,796	28,135	121,839	81.2	334,445	109.2	27.6%	72.4%
170万円まで	2,425	56	2,481	30,616	119,358	79.6	336,926	110.0	27.1%	72.9%
180万円まで	2,578	37	2,615	33,231	116,743	77.8	339,541	110.8	26.6%	73.4%
190万円まで	2,361	33	2,394	35,625	114,349	76.2	341,935	111.6	26.1%	73.9%
200万円まで	3,527	214	3,741	39,366	110,608	73.8	345,676	112.9	25.3%	74.7%
300万円まで	17,729	690	18,419	57,785	92,189	61.5	364,100	118.9	22.1%	77.9%
500万円まで	18,925	691	19,616	77,401	72,573	48.4	383,711	125.3	17.4%	82.6%

(注)1 「現在の地裁の事件分布状況」は、以下のサンプル調査を基にして作成した。

(1) 期間等 平成13年7月1日から同年12月31日までの新受事件を調査

(2) 対象庁 各高裁管内から大規模庁及び中小規模庁計16庁を選定

ア 東京, 大阪, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 松山 イ 長野, 和歌山, 富山, 鳥取, 宮崎, 秋田, 釧路, 高知

2 「シフト後の地裁と簡裁の事件比率」の対象事件は、通常訴訟, 行政訴訟, 人事訴訟, 手形・小切手訴訟及び少額訴訟である。

民事第一審全体の新受件数の累年比較

区分	10万円以下		30万円以下		90万円以下	
	事件数合計	割合	事件数合計	割合	事件数合計	割合
昭29年	79,111	59%	110,296	83%		
30年	87,507	61%	120,448	84%		
31年	88,244	61%	121,383	83%		
32年	92,545	61%	125,669	83%		
33年	100,364	62%	135,873	84%		
34年	96,331	61%	130,324	83%		
35年	87,225	59%	119,922	81%		
36年	77,230	57%	107,913	80%		
37年	71,177	54%	101,749	77%		
38年	65,623	51%	95,722	75%		
39年	63,739	47%	95,678	71%		
40年	71,539	45%	109,173	69%		
41年	74,270	44%	113,555	67%		
42年	67,223	39%	108,320	63%		
43年	65,562	35%	108,699	59%		
44年	58,620	34%	97,536	57%		
	昭45年		82,720	56%		
	46年		82,895	55%		
	47年		73,458	51%		
	48年		63,489	49%		
	49年		58,057	45%		
	50年		56,478	44%		
	51年		57,288	42%		
	52年		61,075	41%		
	53年		66,090	43%		
	54年		69,359	43%		
	55年		75,465	42%		
	56年		83,300	41%		
	57年	103,436	43%			
	58年	114,942	42%	176,334	65%	
	59年	142,362	44%	220,806	68%	
			60年	230,226	67%	
			61年	214,452	65%	
			62年	193,597	63%	
			63年	152,921	58%	
			平元年	122,620	55%	
			2年	106,828	52%	
			3年	120,826	54%	
			4年	175,735	59%	
			5年	229,060	62%	
			6年	242,087	62%	
			7年	240,197	62%	
			8年	258,872	63%	
			9年	266,378	63%	
			10年	291,441	64%	
			11年	285,773	63%	
			12年	281,645	62%	
			13年	289,144	63%	

